

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	浅木	令和4年3月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	74.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.0	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.2	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.2	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

排水整備等が行き届いていないことや、農業用水がポンプによる汲み上げで、作業効率が悪いいため、費用対効果が上がらず、後継者への承継ができない。
集団作業(草刈りや施設の維持管理)において、農地の貸し借りが進んだことにより、耕作農家負担が大きくなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内在住の中心経営体を中心に集約をしながら、地区外の農家も中心経営体として受け入れていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲・麦・野菜	5.6 ha	水稲・麦・野菜	6.6 ha	浅木
認農	家族農業者A	水稲・野菜	6.7 ha	水稲・野菜	6.7 ha	浅木
認農	農業者B	水稲・麦・大豆・野菜	14.4 ha	水稲・麦・大豆・野菜	14.4 ha	浅木
認農	農業者C	水稲・麦・大豆・野菜	3.7 ha	水稲・麦・大豆・野菜	4.2 ha	浅木
認農	農業者D	水稲・麦・大豆・野菜	8.5 ha	水稲・麦・大豆・野菜	8.5 ha	浅木
認農	農業者E	水稲・麦・大豆	2.0 ha	水稲・麦・大豆	2.0 ha	上別府・虫生津・浅木
認農法	農業法人A	水稲・麦・大豆	5.4 ha	水稲・麦・大豆	5.4 ha	町内全域
認就	新規就農者A	野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	木守・浅木
認農法	農業法人B	水稲・麦・大豆	0.7 ha	水稲・麦・大豆	0.7 ha	木守・浅木
認農	家族農業者B	米・野菜	0.2 ha	米・野菜	0.2 ha	木守・浅木
認農	家族農業者C	水稲・麦・大豆	0.5 ha	水稲・麦・大豆	0.5 ha	老良・浅木
認農	農業者F	米・野菜	1.5 ha	米・野菜	1.5 ha	木守・浅木
認農	農業者G	米・大豆	1.7 ha	米・大豆	1.7 ha	木守・浅木・水巻町
認農	農業者H	水稲・麦・大豆・野菜	0.1 ha	水稲・麦・大豆・野菜	0.1 ha	木守・浅木・水巻町
計	14経営体		51.3 ha		52.8 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」…個人の認定農業者 「認農法」…法人の認定農業者 「認就」…認定新規就農者

「集」…法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」…基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」…現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」…プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地所有者は、基本的に農地中間管理機構に貸し付けていく。

作業効率化のため、水路のコンクリート3面張りや板柵の整備などを行っていく。

カラスやカモの鳥獣被害が増加傾向にあるため、行政や猟友会と連携し、被害防止体制の構築を図る。